

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年5月30日

株式会社 東京相和銀行

I はじめに

当行は、平成11年6月11日、預金等の払戻しを停止するおそれが生じると認められる状況となったことから、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融再生法」という。)」第68条第2項に基づき、金融再生委員会にその旨の申し出を行い、翌12日、同法第8条第1項に基づき、同委員会より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就職の後遅滞なく、当行が前記管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、金融再生委員会に報告しなければならない旨規定されております。金融整理管財人は、就職後直ちに所要の調査作業を行い、平成11年9月に報告書を提出致しました。

その後、金融整理管財人は、金融再生法第18条に基いて、当行の旧経営陣に対する民事上・刑事上の責任追及に関する措置を行いました。本報告書は、同措置に関して、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

株式会社東京相和銀行の金融整理管財人は、当行の旧経営陣、すなわち、取締役若しくは監査役又はこれらの者であった者の破綻の責任を明確にするための措置を行うことが職務とされていることから(金融再生法第18条)、就職後直ちに、預金保険機構から派遣された実務精通者を中心に構成した内部調査事務局を設置し、精力的に所要の調査を行いました。

この内部調査事務局の調査結果を踏まえ、また民事責任追及については、訴訟代理人である弁護士数名の補助を受け、慎重に検討を重ねた上で、以下に述べる責任追及に必要な措置を講じました。

第2 刑事責任追及について

金融整理管財人は、内部調査事務局の報告を受けて検討し、平成12年5月10日、長田庄一元会長ら6名を、刑法の電磁的公正証書原本不実記録・同供用の罪(刑法第157条第1項、第158条第1項、第60条)により、東京地方検察庁及び警視庁に告発致しました。告発事実は、平成9年9月に実施した第1回第三者割当増資に際し、当行の自己資金90億円を消費者金融業者等を経由して、引受名義人である東総開発株式会社に移動させて、同資金を株式払込金として当行に入金させ、さらに、平成10年3月に実施した第2回第三者割当増資に際し、同様に、当行の自己資金約99億円を消費者金融業者等を経由して、引受名義人である長田株式会社及び東総ビルサービス株式会社に移動させて、同資金を株式払込金として当行に入金させた上、これらの払込を含む全ての払込が履行された旨の変更登記を行ったことにつき、これらの払込は、いずれも当行の自己資金をもって新株の払込金として充てられたものであって、当行の資本の充実を伴わない仮装払込であり、これを有効なものとしてなした変更登記は、発行済株式総数等の点において虚偽の登記であるというものです。

なお、東京地方検察庁は、平成12年5月31日、長田元会長ら5名を前記告発事実につき、前記罪により東京地方裁判所に公判請求し、同被告事件は、現在同裁判所で公判係属中です。

第3 民事責任追及について

1 取締役に対する引受担保責任の履行請求訴訟(事件番号 平成 12 年(ワ)25532 号)

金融整理管財人は、内部調査事務局及び顧問弁護士の報告を受けて検討し、平成12年12月5日、長田元会長ら18名の元取締役に対して、商法280条ノ13第1項に基づき、総額189億2740万円の引受担保責任履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起致しました。

本民事訴訟は、前記刑事告発した事実関係に基づき、仮装払込による資本の未充実分につき、商法280条ノ13の規程に基づき、第1回第三者割当増資における引受担保責任の履行として、当時当行の取締役であった被告ら18名に対して、連帯して、金90億円、第2回第三者割当増資における引受担保責任の履行として、当時当行の取締役であった被告ら16名に対して、連帯して、金 99億2740万円の各支払を求めるものです。

なお、本民事訴訟は、現在東京地方裁判所で審理中であり、当行の営業譲渡後は、清算法人において同訴訟を承継する予定です。

2 保全処分

金融整理管財人は、内部調査事務局が行った被告らの資産調査の結果を踏まえ、前記引受担保責任履行請求権を保全するため、本訴訟を提起するに先立ち、被告らが所有する不動産及び銀行預金等について仮差押命令の申立を行い、平成12年11月29日、東京地方裁判所から仮差押決定を得ました。

以上